平成23年6月橋本市議会定例会会議録(第2号)その6 平成23年6月20日(月)

○議長(井上勝彦君)順番5、2番 阪本君。〔2番(阪本久代君)登壇〕

〇2番(阪本久代君)通告に従いまして、一 般質問を行います。

最初の質問は、墓園についてです。お墓は 一生のうち、何度も購入するものではありま せん。自分がこの世から去っても、子孫を通 じてずっとお世話になるものです。お墓は一 度建てたら、基本的にはずっとその場所と付 き合うものです。ですから、自宅からの距離 が遠過ぎたりして通うのに不便であると、あ まり望ましい状態とは言えません。お墓を建 てるとき、墓地までの所要時間や交通の便は 大切なポイントです。電車、バスの本数や駅 からの距離だけでなく、駐車場からの距離や 地形の勾配なども注意すべき点です。お墓に ついて調べてみましたら、立地条件としてこ のように書いてありました。お墓を探すとし たら、交通の便は欠かすことのできない条件 だと思います。橋本市には橋本墓園と高野口 墓園がありますが、どちらも最寄りの駅から は遠く、車がないと不便なところにあります。 また、空き区画が残っているということです。 今後、墓園をどのようにしていくお考えなの か伺います。

- 1、橋本墓園と高野口墓園のそれぞれの区 画数と空き区画数。
- 2、お墓を購入するとき、何を基準に選ぶとお考えですか。
- 3、既に購入された方から、バスを出してほしいという声があります。車の運転のできるご主人が亡くなり、子どもさんは県外に住んでいてひとり暮らし。お墓参りに橋本駅からタクシーで行ったが、ゆっくりお参りをす

ることができなかった。お彼岸やお盆のときだけでもバスを出すことはできないのでしょうか、ということです。購入者を増やすためにも有効ではないでしょうか。

2番目の質問は、国民健康保険税の減免制 度の拡充を。

国民健康保険税は、所得がなくても応益割がかかり、固定資産があれば資産割がかかります。法定減免は応益割だけです。国民健康保険税は低所得者にとって負担の大きい税です。「橋本市国民健康保険税の減免に関する規則」はできましたが、低所得者に適用する項目がありません。低所得者に対しての減免制度の実施を求めて質問を行います。

- 1、65歳以上のひとり暮らし世帯で所得なし、資産割なしの場合、国民健康保険税は1万9,200円、介護保険料が2万9,600円、合計4万8,800円、1カ月4,066円となります。国民年金受給額の平均は1カ月約5万円です。1カ月4万6,000円で生活ができるとお考えですか。
- 2、国保加入の8割の世帯が所得200万円以下です。40歳代夫婦と未成年子ども2人の4人家族、所得200万円、固定資産税ゼロ円の場合、年34万9,500円。所得の17.5%もの国保税が課せられます。これで生活ができるとお考えですか。
- 3、大阪府下の多くの自治体では、所得が 激減した場合だけではなく、低所得者に対し ても減免制度があります。橋本市でも実施を 求めます。

以上です。

○議長(井上勝彦君) 2番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

[市民部長(井浦健之君)登壇]

〇市民部長(井浦健之君)墓園についてのご 質問にお答えします。

まず、橋本墓園と高野口墓園のそれぞれの 区画数と空き区画数についてですが、区画数 は、橋本墓園につきましては第1区で645区画、 第2区で339区画、第3区で290区画、合計 1,274区画で、高野口墓園につきましては419 区画となっています。

空き区画数は、平成23年3月末現在で橋本 墓園は131区画で、高野口墓園は219区画となっています。

次に、お墓を購入するとき、何を基準に選ぶのかというおただしですが、以前に利用者の拡大を図るため、伊都郡内(かつらぎ町・九度山町)の住民に対し募集案内をいたしましたが、申し込みや問い合わせはありませんでした。このことから、お墓を購入する第一の基準は、使用される方の自宅近くでの購入が第一番で、次に地形や周囲の環境が考えられます。

次に、墓園の購入者を増やすためにバスを 運行しては、についてですが、現在の橋本市 墓園の利用申請者の傾向は、墓地の必要性が あるために申し込みをされる方がほとんどを 占めており、バスの運行による利用者増には つながらないと思われます。また、彼岸やお 盆には多数の方がお墓参りに来られています が、そのほとんどが車で来られております。 それ以外の期間はお墓参りに来られる方は少 数ですので、バスの運行につきましては考え ておりませんので、ご理解のほど、よろしく お願いいたします。

〇議長(井上勝彦君)健康福祉部長。

〔健康福祉部長(上田敬二君)登壇〕

〇健康福祉部長(上田敬二君)国民健康保険 のおただしについてお答えいたします。 はじめに、1点目・2点目についてですが、 「長引く景気の低迷、事業所の閉鎖や縮小な どによる雇用の悪化など、市民生活は年々厳 しさが増していると認識をいたしておりま す。」と、さきの3月議会でお答えしました。 おただしの2事例についても、厳しい状況と 認識いたしますが、税の賦課に関しては、法 等の規定による一定のルールのもと、税率を 算定しているものでありますので、ご理解の ほどをお願いします。

次に、第3点目の低所得者に対する税の減免実施についてでありますが、市単独による低所得者に対する税の減免については、財源確保が困難であることから、「国保運営基盤の安定を図るため、負担能力の低い被保険者対策や保険者に対する財政措置の充実強化について、市長会等を通じ国に対して強く要望してまいります。」とご答弁させていただいたところです。

しかし、今、国においては社会保障改革に 関する集中検討会議の議事の一つとして、低 所得者対策が議論されております。以下、そ の一部を抜粋してご紹介させていただきます。

まず、自己負担に関してですが、社会保障、 税にかかわる番号制度の導入、定着を前提に、 制度横断的な(仮称)利用者負担総合合算制 度の導入を検討する、としています。

次に、増大する長期医療・高額医療に対応 した高額療養費制度の見直しを進めるととも に、医療保険の担うべき機能について重点 化・集中化を図るとしています。

保険料(税)に関しては、社会保険の基礎を強化するため、以下の施策を検討する、としております。1. 国民健康保険の低所得者対策の強化、2. 介護保険の低所得者対策の強化、3. 非正規労働者への厚生年金、健康保険の適用拡大となっています。

以上のように、国では低所得者対策が重要

課題であると考えており、保険者からの国に 対する強い要望があった結果でもあると考え ています。

今後も確実な財政措置のある低所得者対策、 国保基盤強化の早期実施について、引き続き 国に強く要望してまいりますので、ご理解の ほど、お願いいたします。

〇議長(井上勝彦君) 2番 阪本君、再質問 ありますか。

2番 阪本君。

〇2番(阪本久代君)1番の墓園についてか ら再質問を行います。

①については、ご答弁ありがとうございました。2番について、自宅近くということで、橋本市では公共交通があまり発達していませんので、車がないとお墓に限らずどこに行くのも不便で、自家用車を持っておられる家庭はかなり多いというふうには思います。ただ、先ほども高齢化の話がありましたけれども、高齢化に伴って、今までは車の運転ができたけれども、車の運転をするのは危険だということで、ほかの手段を考えるという方も、これからますます増えてくるというふうに思います。

この墓園の質問をするのに、公共交通を使った場合に、どういうふうに行くことができるかというのを検討してみたんですけれども、橋本墓園で言いましたら、橋本駅からだいたい5.8kmありました。コミュニティバスの赤塚の駅からで言いますと、墓園まではだいたい1.3kmあります。ただ、コミュニティバスはあまり本数が多くありませんので、使えるとしたら一通りしかなかったんです。車庫前を10時20分に出発をして、橋本市民病院前が10時40分、赤塚が11時7分着。帰りが、赤塚13時10分発、橋本市民病院前が13時37分、車庫前が13時57分。だいたい2時間あって墓園まで1.3km、元気な方だったら20分くらいで行ける

と思うんですけれども、高齢者の方でしたら やっぱり30分ぐらいかかるんではないかなと 思うんです。それでいったら往復に1時間ち ょっとぐらいかかって、墓園で1時間弱。ゆ っくりお参りもできるかなというふうに思う んですけど、ただ、コミュニティバスの場合 は駅との連絡がないんですよね。

ですから、この東コースを利用できる方は、 こういう形ででもこのコミュニティバスを使 って墓園に行けるんですけれども、3番で先 ほど紹介した方は、光陽台の方なんです。光 陽台ですとコミュニティバスがありませんの で、一旦市民病院前まで行って、そこで東コ ースに乗るということに、そういう手段だっ たら何とかタクシーを使わずに行けるかなと いうのは思うんですけれども、ただ、これが 現実的な行き方かどうかということになりま したら、また、ほかの方からは、バス停まで 10分でも歩くのはしんどいよという、高齢者 の方からそういう声もいただいています。5 分ぐらいだったらば何とかバス停まで歩ける けれども、10分はとてもしんどい。そういう 高齢の方が、これからどんどん増えてくると いうことを考えた場合に、先ほど紹介したコ ミュニティバスというのも、今の赤塚からと いうことであれば、かなり無理があるかなと いうふうに思います。

先ほど、自宅近くで、今の場合にこういう 方法があるかなということで紹介はしました けれども、例えば民間であれば、駅まで行っ て電話をすれば迎えに来てくれるというとこ ろもありますし、これからの橋本市がどうい うまちづくりというか、高齢者にも温かいま ちづくりをしていこうとお考えであるならば、 このバスは考えていないとあっさりと切り捨 てるんではなくて、何らかの方法があるんで はないかと知恵を出すということも必要では ないかと思うんですが、いかがでしょうか。 〇議長(井上勝彦君) 2番 阪本君の再質問 に対する答弁を求めます。

市民部長。

〇市民部長(井浦健之君) 今、阪本議員が申 されたように、私どものほうも一応、コミュ ニティバスで行った場合、どういう利用の仕 方があるのかというのを調べさせていただい たわけですけども、今、阪本議員がおっしゃ られたように、私どもは市役所を中心として 調べさせていただいたんですけども、ほぼ阪 本議員の言われている時間とは大差なかった んですけども、その中で、将来どうしていく んやということなんですけども、実際、ほか のいわゆる公営の墓地を調査をさせていただ いたわけでございますけども、やはり、公共 交通というか、そういった交通網が整備され ている地域といいますのは、どうしても1万 区画とか、または5万区画とか、相当大きい 区画を有しておる市町村が、そういった公共 交通を整備しておるという実態があるわけで ございます。

したがいまして、私どものほうへ直接バスを出していただきたいといった声が届いてない、届くようなシステムになってないのかもわかりませんけども、そういった状況にあるということの中で、先ほど冒頭にご答弁をさせていただいたように、今の時点では、バスの運行については考えてないということでございます。

以上でございます。

〇議長(井上勝彦君) 2番 阪本君。

O2番(阪本久代君) たまたま光陽台の方からも相談があったのと、城山台の方からも、 やはり同じようにバスを出してほしいという 声を聞いたんです。正直、そこまで高齢化が 進んでいるのかなというのを思ったんですけ れども、確かに、県外、市外にお住まいの子 どもさんとか家族皆さんと一緒にお墓参りに 行くようにするということも大事だとは思うんですけれども、毎回毎回そういうわけには、 それもできない。また、子どもさんのいらっしゃらないご家庭もあると思うんです。

先ほど、在宅の高齢者の人数も言われてましたけども、ひとり暮らし、ちょっといつ時点、1年ほど前の話なんですが、ひとり暮らしの高齢者の方は1,228人、夫婦とも65歳以上の世帯が2,500世帯、橋本市にいらっしゃいます。そういうところから見ても、毎日毎日でなくても一定期間、お盆の前の三日間だとか、一週間であるとか、その期間だけ希望をとって、希望された方だけ時間をずっとじゃなくても、一日1便でも公用車を使って往復できないものだろうかと思うんですが、いかがですか。

〇議長(井上勝彦君)市民部長。

○市民部長(井浦健之君)公用車を使って送迎というおただしやったと思うんですけども、公用車を利用してということになりますと、道路運送法との関係がどうなるのかということも、きちんと整理をしていかなならんかなというふうに思うわけですけども、ただ、私どもとすれば、例えば、今、阪本議員が申されているような、仮にその事業を実施するということを考えるとすれば、やはり経済性とか有効性、あるいは公平性、そういった観点、さらには事業費の妥当性とか、他市の状況というのを加味しながら検討していかなならんかなというふうに思うわけです。

それと、先ほどもご答弁さしあげたんですけども、バスを出すことが必ずしも、いわゆる墓園の販売に即つながるものではないかなというふうに考えております。というのは、橋本墓園が3回に分けて販売というか、永代使用の募集をしておるわけです。当初は平成元年度、645区画の使用の募集を行っております。平成元年度、募集をしたその年度に542

区画が申し込みをされて、永代使用されております。平成2年度に残りの103区画の申し込みがありまして、2年間で完売をしておるといった実態があります。

そんな中で、市民の墓地に対する需要にこたえるということで、第2区を平成4年度で販売を、使用募集を行っております。このときが339区画、先ほど答弁させていただいた区画数なんですけども、これもほぼ平成4年度で、募集をしたその年に半数以上の186区画の申し込みがあったということです。

高野口墓園につきましても、平成13年度に 419区画の募集を行ったわけですけども、これ は30%以上の永代使用の申し込みがあったと いうことで、そういったことで、バスという か、そういった形での送迎というのも利用者 を増やす一つの方法かもわかりませんけども、 先ほど申し上げましたように、そのことが、 いわゆる墓園の販売に必ずしもつながるもの ではないというふうに考えておると。考えて おるのは今申し上げたような理由によって考 えておるということでございます。

以上でございます。

〇議長(井上勝彦君)2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)ただ、平成元年と今の 平成23年とでは、市内の状況はかなり違うと 思うんです。平成元年でしたら、どんどん、 どんどん新興団地に住民が移住してきて、そ れこそ、家もだけれどもお墓も新しく必要だ という方もいらっしゃったんではないかなと いうふうに思うんです。

それと、今はお墓でなくて、お寺とかにお墓を建てずに、あと見てもらうのが大変なのでお寺とかに永代供養で預けるといいますか、そういう方もだんだん増えてきていて、やっぱりこの平成4年と、今、平成23年とでは市内の人口構成もかなり変わってきていると思うんです。そういう現状もしっかり認識した

上で、次にどうするんか、また、市民が何を 望んでいるんかということも、一緒に考えて いかないといけないと思うんです。

確かに、私が聞いたのも2人だけで、要望は少ないかもしれませんけれども、ただ、その要望を出した方からすれば、今の答弁というのは、本当に橋本市って冷たい市なんだなということをつくづくと思われると思うんです。やっぱり、住んで良かった橋本市というのが、そのことがまた新たに転入者も呼んでくることになると思いますし、お墓の問題だけに限らず、やっぱりまちづくりの基本に関係してくると思うんです。その点、市長、いかがですか。

〇議長(井上勝彦君)市長。

[市長(木下善之君)登壇]

〇市長(木下善之君) 阪本議員の再質問にお 答えをさせていただきますが、橋本市のまち づくりということの基本ということから入っ てきておるわけでありますが、お墓へのバス をというんですか、せんだって、春から阪本 議員が橋本市の北部のコミュニティバスの運 行について、大勢、いっぱいなるほど連れて 来られまして、いじめられておるんですがね。 それについては、バス1台増やしますよと、 今ちょっと中型以上のものを、あれ、2,000 万円ほどかかるんでしたか、1,000万円やった か、これは進んでおるんですが、なかなかお 墓までを送迎というと、これは理想でね。私 も先近いんで、お墓、よく感じるんですけど も、まず、やはり地域の107の字というんです が、区があるわけでございますので、そこへ きめ細かく、そうして一日に3回ほど格好だ け回るというんじゃなしに、コミュニティバ スというのは将来もっと増やしていって、そ ない来ていただかんでもいいですよというぐ らいきめ細やかに、縦横無尽に引いていくと いうことが、これはやっぱり大事なことやと

思うんです。これは高齢者に対しての足ですからね。

お墓までというと、仏壇が家にありますわな。仏壇では間に合わんのかいなと思って、 先ほどからも玄関先へお墓もいったら近いのになと思ってみたり、いろいろ考えておるんですが、それはそれとしまして、やはり、やがてはそういうビジョンを夢見て、きょうはしっかりと阪本議員から言われましたので、できるだけ早い将来に、できる、できないかはさておいても、できれるように努力するようなすばらしい、本当に生まれ住んで良かったというまちづくりをしていかなければならないと思っておりますので、きょうはこの程度でご了解をいただきたいと思います。

〇議長(井上勝彦君)2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) お墓のバスのことで、 コミュニティバスのことを答弁いただいたん ですけれども、市長のところに伺って、その 後、担当から返事をいただいたんですけども、 残念なことに北部の地域には当分走る予定は ないというふうな答弁、返事をいただいてい るんです。でも、今の市長のお話でしたら、 近い将来、全市とまではいかなくても、広い 範囲で走らせるのを目標にしていくというこ とですので、ぜひ早めに北部のほうもよろし くお願いいたします。

2番に移ります。

○議長(井上勝彦君) 2番に移る前に、この際、午後2時20分まで休憩をいたします。

(午後2時7分 休憩)

(午後2時20分 再開)

(十阪乙时20万 円所)

○議長(井上勝彦君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 2番の国民健康保険税 の減免制度について再質問を行います。

先ほど、この①、②については、厳しいとは認識するけれども、ルールに基づいて課税をしているということです。ここで、この二つに共通してなんですけれども、そもそも国民健康保険というのは、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあります。国民健康保険法第1条で社会保障であるということがはっきりと書かれています。また、第4条には、「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。」というふうに書いてあります。

国民健康保険というのは、社会保険であるとか共済であるとか、職域保険に加入されていない方が、最後にと言いますか、加入する保険で、年金生活の方とか自営業の方とか、また、所得のない方なんかも含まれる方が加入されている健康保険です。この保険料の支払い能力を給付の条件にすれば、負担能力のない層が排除されて、そのために保険料が高過ぎれば負担に耐えられない層を生み出し、財政が不安定になる。それを避けるために、この第4条にあるように国庫負担というのが不可欠になっています。

さらに、社会保障制度だからこそ、第44条に一部負担金の減免、第77条に保険料の減免を市町村が独自に実施できるということが定められています。それで市町村によっては、いろいろな独自の基準を設けて、この減免制度を行っているというのが今の現状です。

それに対して、先ほどの答弁で言いますと、 橋本市では低所得者に対しては考えてないと いうことなんですけれども、それと、憲法第 25条では、「すべて国民は健康で文化的な最低 限度の生活を営む権利を有する。」ということ で、経済的に困窮する国民に対して生活保護 費を支給するなど、最低限度の生活を保障す る制度として生活保護制度があります。

先ほどの①、②なんですけれども、①の場 合で言えば、65歳以上のひとり暮らしの世帯 で、生活保護費でいったらいくら支給される かと言いましたら、私の計算なので少しは違 うかもしれないんですけれども、65歳以上の 方は70歳でまたランクが変わるので、65歳か ら69歳のひとり暮らしの方の場合、1カ月で、 住宅扶助額の上限額も足した生活扶助と住宅 扶助の上限を足した場合で言いますと9万 5,010円、12カ月、1年間で言いましたら、だ いたい114万円が生活保護の支給額になりま す。70歳から74歳の方で言いましたら、1カ 月9万1,930円で、1年にすると110万円にな ります。ですから、この①の場合で言いまし たら、1カ月5万円ですから、年間にしまし たら60万円で、生活保護の支給額よりもずっ と低い基準の生活費ということになります。

②で言えば、40代夫婦と未成年の子ども2 人を高校生と中学生としましたら、生活扶助と教育扶助、住宅扶助の上限額を足しますと、21万3,248円、1年にしましたら、だいたい255万円になります。これだけが生活保護で支給される金額です。所得200万円といいましたら、自営業の場合とか給与所得の場合とか、いろいろな場合があるので一概には言えないんですけれども、ほとんど生活保護の基準に近い収入の方が、年間34万9,500円の国保税を払わなければならないというのが現実なんです。

そういう中で、国保税も払い、また2番の例で言いましたら教育費も払い、この場合、固定資産税ゼロですから家賃も払いという、そういう生活をしないといけない。それで本当に憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という生存権、この最低限度の生活を営むこと

ができると本当にお考えですか。

〇議長(井上勝彦君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) おっしゃって おられる趣旨はよくわかっているつもりです。 ただ、国保事業を運営する者として、保険制 度、まず基盤を確立することこそ保険者に対 して社会保障、生活を保障する一番の最大の 目的だと思っております。

現実的に、保険基盤の確立ということから 低所得者対策、資料をいただきました大阪府 下ともやっている市町村の資料もいただきま したけれども、国保事業というのは、議員が 先ほどからおっしゃっておられるように、脆 弱な保険制度でございます。低所得者も数多 くおられますし、高齢者の方も数多くおられ ます。そういった脆弱な基盤でございますの で、さまざまな他の保険、被用者保険、ある いは共済組合、協会けんぽとかいろあり ますけれども、それら他の保険から拠出金、 あるいは納付金をいただいて、かろうじて運 営している保険制度でございます。

したがいまして、低所得者対策はやろうと 思えば一般財源から資金を投入する以外はな いのかなと思っておりますけれども、ただ、 一般財源から公費を投入しましたら、他の保 険に入っておられる方、国保以外の保険者な んですけれども、これらの方のそれぞれの入 っておられる保険から、先ほど説明しました ように拠出金とか納付金をいただいておりま す。その方たちの納めていただく保険料の 40%以上の負担率で、国保のほうへ資金が交 付されているような状況になっております。 そこへ一般財源、要は税金を投入しましたら、 その方たちの保険料に加えて、その方たちの 税金も二重に拠出するということ、国保だけ が徴収するといういびつな形になっておりま すので、問題があるのではないかと思ってお ります。

そういった状況から、国のほうで全国一律的な制度の要望をこれまでしてきたわけなんですけれども、ちょっと時期はわかりませんけれども、国のほうも、それぞれの市町村が条例減免等独自の制度、言葉は悪いんですけど、ばらばらの考え方で一般会計からの繰り入れをやっておられるという状況もありますので、一律の基準をつくって、国のほうが条例減免の公費を投入しようじゃないかと、国のほうで現在検討されておりますので、橋本市単独と議員はおっしゃりたいんだと思いまけれども、財源的にも無理ですし、国の状況、推移を今後見守っていきたいと、そう思っております。

〇議長(井上勝彦君)2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 先ほども言いましたけれども、今は市町村が保険者になっております。いろいろと自治体によって条件が違うということで、市町村が保険者になっているわけなんですけれども、そういう中で市町村が独自に、先ほども言いましたが、保険料の減免をすることができるんです。それに対して、今、国のほうがいつになるかわからないけれども、統一の基準を決めてしようとしているので、そこまで待つということをおっしゃっているんだと思うんです。

だけども、実際に期限までに納められない世帯が4件に1件とか、5件に1件とかある現状の中で、本当に命を守るための健康保険制度が生活を削るものになっているといいますか、今現状の大変払いたくても払えなくて困っている、何とかもうちょっと安く、少しでも安くできないだろうかというふうに考えておられる市民に対して、基準がないからできないんだという答えしかできないというのが、今の橋本市の現状です。

そうではなくて、今、困っている市民に答 えることができる、そういう国保についても 運営をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

〇議長(井上勝彦君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君) 現在、低所得者に対しての保険料については、2割、5割、7割の政令軽減をやっております。政令軽減につきましては、県、市の負担による財源が確保されておるところでございますけれども、条例減免、市独自の減免につきましては、先ほどから申しておりますように、財政的に厳しくてやろうにもできないという状況があります。

それと、低所得者と一言で言われますけれ ども、年金生活者も所得がないということで ございます。それと、7割減免の基準となっ ております年間所得、控除後ですけれども、 33万円以下の方、それと所得なしの方、所得 なしの方が2,998世帯、33万円以下の方が866 世帯の方がおられます。このうち、本当に対 象になる方が何人おるか、個々、家族数とか 所得の状況、あるいは資産の状況によって一 概に申せませんけれども、相当多くの保険者 の方が対象になる可能性もございます。そう なったら、橋本市の健康保険は破綻状態にな ってしまいます。一般財源、市の公費投入を、 税金のほうから結局いただくことになるんで すけれども、ちょっと制度的に、気持ちはわ かるんですけれども、所得のない方はどない して保険料を納めるんやという、その気持ち はわかるんですけれども、やっぱり国保の運 営、特別会計で運営しておりますので、やろ うにも現実的に市単独では無理な状況があり ますので、その点、ご理解いただきたいと思 います。

〇議長(井上勝彦君) 2番 阪本君。

〇2番(阪本久代君) いろいろなケースがある。また、基準によってはほとんどの世帯が 当てはまるようになるかもしれないというこ とをおっしゃったんだと思うんですけれども、確かに、2割、5割、7割の減免はありますけども、これは応益割だけで応能割には当てはまらない。ですから、所得は少なくて7割減免であっても、固定資産税を持っておられる方は、資産割はそのまま全部かかってくるわけです。

そういういろいろなケースがありますので、 基準のつくり方というのは、それぞれ自治体 によっても違いますけれども、やはり全くつ くらないというのではなくて、本当にいろい ろ、今困っている方をどう救ったらいいんか という観点から、ぜひとも検討していただき たいと思います。検討はお願いできませんで しょうか。

- 〇議長(井上勝彦君)健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(上田敬二君)今、応益割の 話が出ましたけれども、最初の再答弁でふれ させていただきましたけれども、現在、厚生 労働省で社会保障と税の一体改革、新聞等で も毎日のように出ておりますけれども、現在、 その一体改革の中で国保制度の改革につきま しても現在検討されております。

例えば、年収が300万円以下程度の世帯にいる高校生以下の子どもの均等割保険料を9割軽減する制度を新設するとか、応益割2割軽減の対象者を拡大する、これは所得で200万円程度の該当者を約300万円まで引き上げるというようなことです。それと、市町村の、先ほども言いましたけれども、保険料条例減免を制度化すると。各保険者で制定している条例を設けた場合に公費の対象とすると、場所を設けた場合に公費の対象とすると、たれにつきましても2割軽減を対象とすると、さまざまな低所得者対策が現在打ち出されて、検討されております。詰まると思り源をどうするかということになると思

うんです。

それと、過日行われました全国市長会の動 きですけれども、国保事業が、国のほうで医 療保険制度一本化に向けて都道府県を保険者 にして市町村と役割分担、国保を再編統合す るという形で大きな方針が出されております。 これはかなり相当な期間がかかりますので、 新制度移行までの間については、失業者や非 正規労働者が国保に加入して低所得化が進み、 財源安定化支援事業の実態に即した見直しを してくださいということで、市長会から要望 することになっております。さらに、低所得 者に市町村が独自に国保料、税を減免してい ることから、国に対して統一的な減免制度の 拡充と財政措置を特に強調して要望すること が、過日の全国市長会で決められております。 これらの動きを本市としては見守っていき

以上です。

たい、そう考えております。

○議長(井上勝彦君) これをもって2番 阪本君の一般質問は終わりました。